平成２２年（フ）第２５９号
埼玉県本庄市万年寺３丁目15番13号
債務者　鷲塚智恵子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３１号
千葉市若葉区富田町571番地
債務者　鈴木　秀信
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５８２号
千葉県八千代市八千代台東５丁目21番３号八千代ハイツ101号
債務者　横澤　里佳
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６５８号
千葉県市原市ちはら台南５丁目１番地３　D―305
債務者　平野　　郷
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６５９号
千葉県船橋市湊町３丁目１番20―103号
債務者　國松ヒロ子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６６７号
千葉市美浜区真砂１丁目11番14棟210号
債務者　浅沼　正美（旧姓関口）
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６７３号
千葉県市川市新井３丁目９番６―302号　あこーるビル
債務者　古川　真理
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７１１号
千葉県習志野市本大久保３丁目17番２号ツインピア201号
債務者　狩野　啓子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７６８号
千葉県船橋市大穴北３丁目38番１号
債務者　袈岩　雅代
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７８１号
千葉県習志野市大久保４丁目14番４号　きのえ第二ハイツ201号
債務者　平野　健司
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９号
千葉県香取郡神崎町古原乙326番地35
債務者　染谷　　厚
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後２時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２２年（フ）第１９７号
愛知県犬山市大字犬山字北古券98番地22　テラスウィステリア３D
債務者　松浦ふぢ子
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２７１号
愛知県岩倉市稲荷町羽根５番地３　吉田荘６号室
債務者　後藤　亘孝
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２７５号
愛知県一宮市萩原町滝字宮野２番地２
債務者　太田千穂美こと　坊谷千穂美
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２８４号
愛知県豊田市陣中町１丁目２番地３　エスポワール103号
債務者　生田　宏孝
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３４３号
愛知県豊田市八草町割田850番地
債務者　木下　高行
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４３６号
愛知県岡崎市井田町字南21番地　エクセル井田102
債務者　大松　桂子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１４６４号
札幌市東区本町２条３丁目10番18号　センチュリー２―３―206号
債務者　鈴木　昌平
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部